

各種証明交付申請書（郵送請求用）

恩納村長様

下記のとおり申請いたします。

1. 申請者

申請年月日		年 月 日
氏名	フリガナ	生年月日
		昭和・平成・西暦 年 月 日
		日中連絡先(TEL)
住所	↑必ず日中に連絡がとれる 電話番号をお願いします。	

2. どなたの証明が必要ですか

☐ 上記(申請者)と同じ ☐ 下記の方(↓氏名・住所等を記入してください)

※代理の場合は別途、
委任状が必要です。

氏名 (名称)	フリガナ	生年月日 (設立年月日)	昭和・平成・西暦 年 月 日
	(※法人は印を押してください) 		
住所 (所在地)			

3. 申請する証明書に✓印をして年度・通数を記入してください。

☐ 課税証明書 (収入額、所得額、控除額、課税額、扶養人数)	1年度につき 300円	年度	通
☐ 非課税証明書		年度	通
☐ 所得証明書 (収入額、所得額)		年度	通
☐ 納税証明書	☐ 村県民税 ☐ 固定資産税 ☐ 軽自動車税 ☐ 法人村民税 ※事業年度(年 月 日～ 年 月 日)	1年度・1税目 につき300円	年度 通
☐ 完納証明書		1通 300円	年度 通
☐ 軽自動車税(車検用)納税証明書(標識番号)		—	年度 通
☐ 資産証明書	☐ 所有する資産全部 ☐ 所有する資産一部 ※一部の場合は番地を記入してください。足りない場合は別紙に記入してください。	土地10筆につき 200円	年度 通
☐ 評価証明書	恩納村字 _____ (土地・家屋)	家屋1棟につき 200円	年度 通
☐ 公課証明書	恩納村字 _____ (土地・家屋)		年度 通
☐ 住宅用家屋証明書 1通 200円 ☐ 行政証明書 1通 300円(約1か月ほどかかります)			
使用目的	☐ 金融機関提出 ☐ 在留資格(ビザ)申請 ☐ 補助金・給付金関係 ☐ 児童手当等受給 ☐ 健康保険加入 ☐ 職場提出 ☐ 車検用 ☐ その他()		
(備考)			

郵送請求に必要な書類

- ☐ 申請書(郵送請求用) ※この用紙
- ☐ 本人確認書類のコピー(マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど)
- ☐ 返信用封筒(必ず切手を貼って、送付先の住所・宛名を記載してください。)
- ☐ 必要通数分の手数料の定額小為替(郵便局で購入してください)
(その他)
- ☐ 代理人の方が申請する場合は、委任状も同封してください。
- ☐ 相続人が申請する場合には、死亡したことがわかる書類と、死亡者との関係がわかる戸籍謄本等の書類も添付してください。

※ 書類不備の場合は、交付することができません。

日中(8:30～17:00)に連絡がつかない場合、やむを得ず申請書類を返却させていただくことがあります。

〈送付先〉
〒904-0492
沖縄県国頭郡恩納村字恩納
2451 番地
恩納村役場 税務課 宛

※ 注意事項 ※

添付書類に関する注意事項を
ご確認のうえ、申請してください

1. 申請書

● 所得・課税関連の証明書について

証明書は、その年の1月1日現在の住民登録地の市区町村で発行されます。

証明書に記載される所得額は、前年分の所得です。

例) 令和8年度 所得・課税証明書 ⇒ 令和7年分の所得

証明書の年度の切り替えは、6月1日(土日祝日の場合はその翌日)です。

例) 令和8年度 所得・課税証明書の発行可能日 ⇒ 令和8年6月1日以降

種 類	内 容
課税証明書	収入額、所得額、控除額、課税額、扶養人数
非課税証明書	非課税であることの証明
所得証明書	収入額、所得額

● 資産関連の証明書について

賦課期日(1月1日)において固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書です。

新年度の証明書は、評価証明書は4月以降、公課証明書は5月以降の発行となります。

種 類	内 容
資産証明書	所有者の住所氏名、物件の表示、評価額 (証明書に記載されている資産の、土地数、家屋数、評価額の合計が記載されます)
評価証明書	所有者の住所氏名、物件の表示、評価額
公課証明書	所有者の住所氏名、物件の表示、評価額、課税標準額、相当税額
行政証明書	内容調査を要しますので、交付までお時間をいただきます。なお、内容調査のうえ、 交付することができない場合がございます。

2. 本人確認書類のコピー

● マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど顔写真付きの身分証のコピー

上記をお持ちでない場合は、健康保険証や年金証書など公的証明書2点のコピーを同封してください。

3. 返信用封筒

- 必ず切手を貼って、送付先の住所・宛名を記載してください。(定形郵便物110円切手)
- 返信用の切手代が不足する場合は、受取人支払として返信します。
- 証明書が手元に返送されるまで10日前後かかります。急ぎの場合は切手に速達料金(+300円)を追加することをおすすめします。

4. 定額小為替

- 必要通数分の手数料を、郵便局で購入してください。また、定額小為替には何も記入しないでください。
- 地方自治法施行令第156条に基づき、おつりがでた場合は切手でのお返しとなります。
- 計算例

- ・ 2年分の課税証明書と納税証明書(村県民税分)

課税証明書 300円×2=600円 納税証明書 300円×2=600円 合計 1,200円

- ・ 資産全部の資産評価証明書(土地13筆、家屋1棟の場合)

土地13筆=400円(※10筆につき200円) 家屋1棟=200円 合計 600円

- ・ 1年分の納税証明書(村県民税・固定資産税) 300円×2=600円 合計 600円

5. 次に該当する方は、下記書類も同封してください。

- 代理人の方が申請する場合は、**委任状**も同封してください。
- 相続人が申請する場合には、死亡したことがわかる書類と、死亡者との関係がわかる戸籍謄本等の書類も添付してください。